

基幹系システムにおける自治体クラウドの運用に関する協定書

阪南市及び太子町（以下「構成団体」という。）は、自治体クラウドの運用に関して、次のとおり協定を締結する。

また、大阪府（以下「府」という。）は、自治体クラウドについて第7条に規定する技術的な助言等を行うものとする。

（目的）

第1条 この協定は、同一のサービス提供事業者の基幹系システムを利用する構成団体が、コスト削減、セキュリティの拡充及び風水害等の自然災害時の相互支援の観点から、その運用に当たり、相互に協力して行政サービスの向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基幹系システム 住民情報、税、国民健康保険、国民年金、福祉等の業務システムをいう。
- (2) 自治体クラウド 基幹系システムを庁舎内で整備し、及び運用することに代えて、外部のデータセンターを活用し、通信回線を経由して複数の自治体が共同利用する取組をいう。
- (3) サービス提供事業者 自治体クラウドのサービスを提供する事業者をいう。

（体制）

第3条 構成団体は、自治体クラウドによる行政サービスの向上のために、積極的かつ誠実に取り組むものとし、必要な体制及びその体制を維持するための必要な要員をそれぞれ確保するものとする。

（定例会の実施）

第4条 構成団体は、前条記載の体制を維持するための定例会を実施するものとする。なお、その実施に当たり必要な事項については、構成団体が協議の上、別に定めるものとする。また、定例会には、サービス提供事業者を参加させることができる。

（災害時支援）

第5条 構成団体のうち、風水害等の自然災害により基幹系システムの運用が不可能となった自治体は、基幹系システムの運用が可能な他の構成団体に対し、住民サービス業務の継続に必要な基幹系システム及び端末機等の利用等について要請することができる。なお、その運用については、構成団体が協議の上、別に定めるものとする。

(府への情報提供)

第6条 構成団体は、自治体クラウドの構築及び運用を行うに当たり、府に情報提供を行うものとする。

(府の役割)

第7条 府は、構成団体が自治体クラウドの構築及び運用を行うに当たり、技術的な助言、必要な情報の提供その他の協力を行うものとする。

2 府は、構成団体から提供を受けた情報を構成団体以外の自治体クラウドに係る技術的な助言に利用できるものとする。

(構成団体の変更)

第8条 構成団体に変更があった場合は都度協議し、新たに協定を締結するものとする。

(適用)

第9条 この協定書は、平成30年7月13日から適用する。

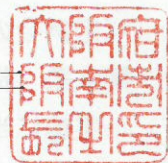
(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、構成団体が協議して定めるものとする。

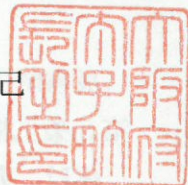
この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、構成団体及び府が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年7月13日

阪南市長 水野謙二



太子町長 浅野克己



大阪府知事 松井一郎

